

第 18 号議案

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例（昭和 31 年足立区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

付 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。